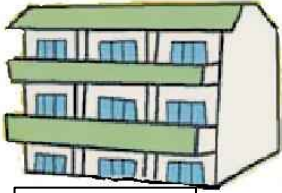


金銭トラブルは「少額訴訟」でスピード解決！



〇〇ハイツ

敷金20万
円が返って
こない！

ネットオークション
の代金8万円を
払ってくれない！



話合いで解決
できそうにないし、
もう裁判するしか
ないのかなあ・・・



裁判って難し
そうだし、時間か
かりそう。
何かいい方法
はないのかしら。



知っていますか？
そんなときは、簡易裁判所の少額訴訟
という制度が利用できます！

簡易裁判所の民事手続では、
利用者が、

民事訴訟

民事調停

支払督促

といった手続を選択できます。

民事訴訟の中でも・・・

少額訴訟

は、少額(60万円以下)な金銭トラブルを、
迅速に解決することを目的とした特別な
手続です。

少額訴訟にはどんなメリットがあるの？

① 判決までが早い！



裁判所への訴え

原則1回の審理

※ 90%以上の事件が1回以内に終わっています



② 手続が簡単！

法律に詳しくなくても、簡単に裁判の申立てはできますか？



裁判所内の
手続案内窓口

備付けの定型用紙などを使えば簡単にできますよ。
手続の案内や説明もしています。

③ トラブルの内容や相手に応じた柔軟な解決ができる！

相手の支払能力を考慮して、

支払猶予

分割払

などを認める判決が可能です。



裁判官

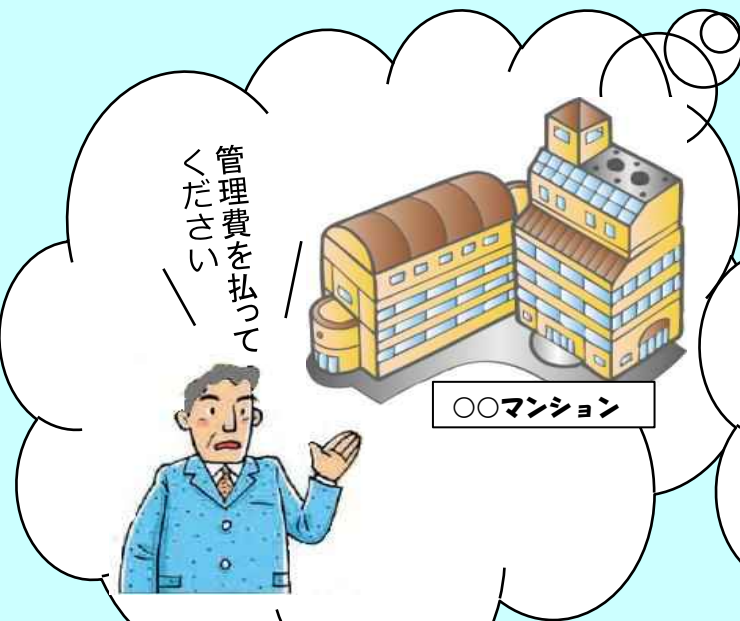
- 交通事故などの損害賠償
- 貸金
- 売買代金
- クレジットカード利用代金

少額訴訟は次のようなトラブルで実際によく利用されています。



裁判官

その他・・・



例① マンション管理費



例② 未払い賃金

ご紹介した例以外にも、少額訴訟手続では様々な金銭トラブルについての申立てを受け付けています。

少額の金銭トラブルでお困りの方は、一度、少額訴訟の利用も考えてみてはいかがでしょうか？

● 少額訴訟についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q&A」(http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html)をご覧ください。

裁判所 手続

検索